

議案第2号

入間市手数料条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉島 理一郎

提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正により、誘導仕様基準の新設に伴う新たな手数料設定の追加及び低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の金額区分の見直しをするとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市手数料条例の一部を改正する条例

入間市手数料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表52の項金額の欄中第1号の前に次のように加える。

次に掲げる額を合算して得た金額

別表52の項金額の欄第1号中「一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額」を削り、同号イを次のように改める。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 11,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 23,000円

別表52の項金額の欄第1号ウ中「共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物」を「非住宅用途を含む建築物の非住宅部分」に改め、「(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。第2号ウにおいて「基準」という。)Iの第2の2の2—3(2)口の規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。このウ及び次項第1号ウにおいて同じ。)」を削り、「以内」を「未満」に、「10,000円」を「11,000円」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄第2号を次のように改める。

(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が200m²未満のもの 40,000円

床面積の合計が200m²以上のもの 44,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 80,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 135,000円

別表52の項金額の欄第3号中「、前二号に定める額に」を削り、「)を加算した額」を「)」

に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第2号の次に次の三号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が200m²未満のもの 20,000円

床面積の合計が200m²以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 38,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 66,000円

(4) 第1号以外の場合で、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（次号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 267,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 334,000円

(5) 第1号以外の場合で、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（エネルギー消費性能の計算方法として、モデル建物法（市長が別に定める方法をいう。次項において同じ。）を採用した場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 102,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 130,000円

別表53の項金額の欄中第1号の前に次のように加える。

次に掲げる額を合算して得た金額

別表53の項金額の欄第1号中「一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額」を削り、同号イを次のように改める。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 5,500円

床面積の合計が300m²以上のもの 11,500円

別表53の項金額の欄第1号ウ中「共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物」を「非住宅用途を含む建築物の非住宅部分」に改め、「以内」を「未満」に、「5,000円」を「5,500円」に、「を超える」を「以上の」に改め、同欄第2号を次のように改める。

(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ

(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が200m²未満のもの 20,000円

床面積の合計が200m²以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 40,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 67,500円

別表53の項金額の欄第3号中「、前二号に定める額に」を削り、「」を加算した額」を「」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第2号の次に次の三号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号

イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が200m²未満のもの 10,000円

床面積の合計が200m²以上のもの 11,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 19,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 33,000円

(4) 第1号以外の場合で、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（次号に掲げる場合を除く。）

次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 133,500円

床面積の合計が300m²以上のもの 167,000円

(5) 第1号以外の場合で、非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（エネルギー消費性能の

計算方法として、モデル建物法を採用した場合に限る。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 51,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 65,000円

別表54の項金額の欄第2号ア中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削る。

別表55の項金額の欄第2号中「イ及びロ」を「イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が200m²未満のもの 20,000円

床面積の合計が200m²以上のもの 22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

床面積の合計が300m²未満のもの 38,000円

床面積の合計が300m²以上のもの 66,000円

別表56の項金額の欄第2号中「イ及びロ」を「イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄第5号を同欄第6号とし、同欄第4号中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同欄第5号とし、同欄第3号中「第3号」を「第4号」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第2号の次に次の一号を加える。

(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの 前項第3号に定める額に2分の1を乗じて得た額

別表69の項事務の種類欄中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）附則第2項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物に係る改正後の入間市手数料条例別表53の項の規定の適用については、同項金額の欄第1号ウ中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）附則

第2項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下次号ウにおいて「基準」という。）Iの第2の2の2-3(2)口の算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。）と、同欄第2号ウ中「共同住宅」とあるのは「共同住宅（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示附則第2項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の基準Iの第2の2の2-3(2)口の算定方法により設計一次エネルギー消費量を算出した共同住宅を除く。）」とする。